

ジャワ近世における「封建的生産様式」について

—M. C. ホードリーの問題提起によせて—

宮本謙介

はじめに

諸外国における近年のジャワ経済史研究は、東南アジア近世史（early modern）研究¹⁾の進展と結び付いて、植民地社会の形成期、つまり17世紀～19世紀中葉を対象に多くの業績を蓄積しつつある。ブレマン（J. C. Breman, オランダ）、ファン・ニール（R. van Niel, アメリカ）、ケアリ（P. B. R. Carey, イギリス）、リックレス（M. C. Ricklefs, オーストラリア）、エルソン（R. E. Elson, オーストラリア）、フェルナンド（M. R. Fernando, オーストラリア）、ボームハールト（P. Boomgaard, オランダ）などの研究²⁾が注目に値する。また、日本における最近の研究では、筆者のほかに、大橋厚子氏による近世・西部ジャワ農村史の研究、加納啓良氏の東部ジャワ農村と地租制度の研究などがある³⁾。さらにごく最近では、ジャワ西部（チレボン＝プリアンガン地方、地名については図1を適宜参照）の形成期植民地社会について「封建的生産様式」の成立を主張するホードリー（M. C. Hoadley, スウェーデン）の示唆に富む研究⁴⁾も現れ、そこには検討しておくべき多くの問題提起が含まれている。

また、拙著⁵⁾に対する本誌第667号（1995年1月）での木村宏一郎氏の書評においては、筆者がかつて19世紀ジャワの植民地社会を「封建的」なる用語で捉えていたのに⁶⁾、近著ではかかる用語を使用しなくなったことに疑問を示され、もっと積極的な概念規定の必要を主張されている。筆者が「封建的」（ないしは「半封建的」）なる用語を現在使用していないのは、内外での研究の進展とともに、以下の小論で述べるような問題状況があり、安易に概念規定を先行させることは好ましくないと判断してい

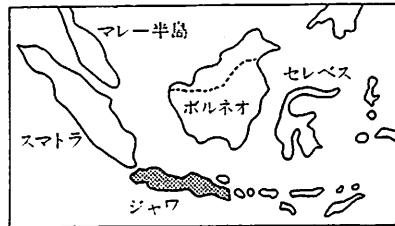
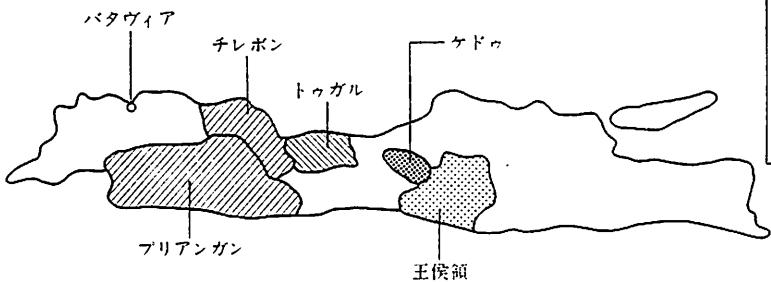
るためであるが、この点の説明が拙著では不十分であったことも否めない。したがって小論では、木村氏の批判に応えることも課題のひとつとしている。

今さら言うまでもないが、アジア的封建制論の研究は、ヨーロッパ（ないしは日本）の封建制を尺度（基準）としてその存否を計るような方法態度であってはならない。ヨーロッパ中心史観（オリエンタリズム）に陥ることなく、あくまでアジアに固有の法則性を追究する立場から、封建制概念の適用の妥当性（アジアに固有の封建制）を検討する必要がある。その際、筆者は封建制を社会経済史的な観点から問題にしているので、法制史研究の立場からの封建制解釈は取らない。つまり、支配層の結集形態（封土制・知行制の展開による支配関係）のみを基準にするのではなく、あくまで直接生産者の性格を基底に据えた社会構成の把握を重視する。そのためにも、まずは当該社会の社会構成の正確な実態把握を進めねばならない。そのことをとおして、世界史における封建制の展開についてもその普遍性と特殊性を統一的に捉えることが可能になると考えている。

西洋史や日本史の研究者からみれば、このような議論は「古き良き時代」の時代区分論争を想起されるかもしれないが、東南アジア（すくなくともジャワ）研究に関しては、ようやく本格的な研究蓄積と研究者の問題関心によって時代区分研究が可能になってきた段階にある。

そこで小論では、ホードリーの問題提起および近年の代表的なジャワ近世農村研究の成果を踏まえ、ジャワ近世に「封建的生産様式」を適用することの妥当性をめぐる問題状況、とりわけその際に最も重視すべき検討課題である直接的生産者の存在形態の問題（生産の主要な担い手としての「封建的小農民」の成立如何およびそのジャワ的特質）を中心に

図1 ジャワ島各地（19世紀）



論点整理を試みておきたい。

1) オーストラリアの東南アジア史家リード (Anthony Reid) が、近世 (early modern)=「交易の時代」(the age of commerce) 論を提起して以来、多くの優れた業績が生まれている。代表的な成果として、さしあたり次の2点を挙げておく。Reid, A., *Southeast Asia in the Age of Commerce, 1450–1680*, Yale University Press, Vol. 1, The Lands below the Winds, 1988, Vol. 2, Expansion and Crisis, 1993. Reid, A. (ed.), *Southeast Asia in the Early Modern Era, Trade, Power, and Belief*, Cornell University Press, 1993.

なお、リードらが言う early modern は、東南アジアに固有の広域商業ネットワークの形成と初期ウエスタンインパクトによるその再編成によって特徴づけられており、社会経済史的な発展段階論からする時代区分ではない。小論では、リードの言う early modern とほぼ重なる時期、つまり16世紀末～19世紀中葉をさしあたり「近世」と呼んでおく。ジャワ史に即して言えば、(イスラム期) マタラム王国の成立 (1582年) とオランダ東インド会社によるバタヴィア建設 (1619年) を起点として強制栽培制度の時代 (19世紀中葉) までである。

2) 研究動向について詳しくは、拙著『インドネシア経済史研究——植民地社会の成立と構造——』(ミネルヴァ書房、1993年) 参照。以下には各論者の代表的論稿のみ示しておく。Breman, J. C., "The Village on Java and the Early Colonial State", *The Journal of Peasant Studies*, 9–4, 1982. van Niel, R. "Rights to Land in Java", in T. Ibrahim Alfian, et al. (eds.), *Dari Babad dan Hikayat Sampai Sejarah Kritis*, Gadjah Mada University, 1987. Carey, P.B. R., "Waiting for the 'Just King': The Agrarian World of South-Central Java from Giyanti (1755) to the Java War (1825–30)", *Modern Asian Studies*,

20-1, 1986. Ricklefs, M. C. "Some Statistical Evidence on Javanese Social Economic and Demographic History in the Later Seventeenth and Eighteenth Centuries", *Modern Asian Studies*, 20-1, 1986. Elson, R. E., "Aspects of Peasant Life in Early 19th Century Java", in Chandler, D. P. and M. C. Ricklefs (eds.), *Nineteenth and Twentieth Century Indonesia*, Centre of Southeast Studies, Monash University, 1986. Fernando, M. R., Peasants and Plantation Economy: The Social Impact of the European Plantation in Cirebon Residency from the Cultivation System to the End of First Decade of the Twentieth Century, Ph. D. Dissertation, Monash University, 1982. Boomgaard, P., *Between Sovereign Domain and Servile Tenure, The Development of Rights to Land in Java, 1780–1870*, Comparative Asian Studies, No. 4, Free University Press, Amsterdam, 1989.

3) 大橋厚子「ジャワ島西部におけるコーヒー義務供出制度の変質——コーヒー生産管理の展開——」『アジア・アフリカ言語文化研究』第34号、1987年。同「ジャワ島ブリアンガン地方におけるコーヒー栽培労役の強化について——18世紀半ばから19世紀初めまで——」『東方学』第78輯、1989年7月。同「植民地期・ブリアンガンにおける下級首長制——1780年代～1820年代——」『アジア経済』第34巻第7号、1993年7月。同「ジャワ島ブリアンガン地方におけるコーヒー輸送と現地人首長レヘント——18世紀初め～19世紀初め——」『東南アジア研究』第32巻第1号、1994年6月。同「西部ジャワのコーヒー生産と現地人首長の再編」石井米雄ほか編『東南アジア世界の歴史的位相』東京大学出版会、1992年。加納啓良「『地代』制度導入期ジャワ農村の『耕作者』像——マラン県『詳細査定簿』の分析——」『東洋文化研究所紀要』第118冊、1992年3月。同「ジャワ村落と導入期『地代』制度——東部ジャワ・マラン県における展開——」石井米雄ほか編前掲書。ただし、両氏とともに、小論が闇説

するような社会構成史上の性格規定や時代区分への関心は希薄である。

- 4) Hoadley, M. C., *Towards a Feudal Mode of Production, West Java, 1680-1800*, Nordic Institute of Asian Studies, 1994.
- 5) 前掲拙著『インドネシア経済史研究——植民地社会の成立と構造——』。
- 6) たとえば拙稿「オランダ植民地支配とジャワ社会の再編成——19世紀の土地制度を中心に——」『歴史学研究』第497号, 1981年10月。

I ホードリーの初期植民地＝ 封建的生産様式論

ホードリーの所説によれば、近世のチレボン＝ブリアンガン社会はおよそ次のように捉えられる¹⁾。

チレボン王国とブリアンガン地方は、1660年代にジャワ中部のマタラム王国の支配下に入り、チレボン王家はスルタン・スプ (Sultan Sepuh) 家とスルタン・アノム (Sultan Anom) 家に2分された。1675年マドゥラでのトルナジャヤの反乱にオランダ東インド会社 (Vereenigde Oost Indische Compagnie, 以下 VOC と略記) が介入し、これを契機に1677年に VOC はマタラム王からブリアンガン地方を、1679年にはチレボン王国を割譲させた。その後、VOC はチレボン王家を再統一するとともに (1699年に再度分裂)、当地に1680年代から胡椒、木材、米などの特産物の供出を義務づけた。

当時のチレボン＝ブリアンガン地方は人口が比較的希薄で、住民農業は畑作の移動農耕が中心であった。水田の稲作技術も一部に導入されていたが、まだ一般的ではなかった。直接生産者は、チャチャ・ソマ (Cacah somah) とチャチャ・カウラ (Cacah kawula) に区分される。チャチャ・ソマは、主に移動畑作を営み、王家や在地首長から人頭税のみを徴収される農民で、一方チャチャ・カウラは、スルタンや宮廷官僚、あるいは在地の有力首長層が抱える債務奴隸であり、人頭税負担の他に、宮廷での家事雜業 (おもに女性)、護衛兵、王族の墓警備、開墾労働などにも勤員された。チャチャ・カウラ身分の発生は、支配層の間での債務契約の際に支配下住民の一部を債務の抵当として献上する場合、その他、戦争捕虜、犯罪者の懲罰などでも起こっている。

王家や在地首長の収入は、主に人頭税徴収に依存していた。たとえば1688年のオランダ側史料では、チレボンのスルタン・スプの収入は 6200Rd (レイクスダールデル) であり、主な収入源は人頭税 4200Rd、木材収入 1200Rd、関税 800Rd で人頭税が7割近くを占めている。この時チレボン全域で人頭税被課税者は8100人 (世帯)、非課税者は1200人 (木材伐採・輸送者、要塞建設従事者など) となっている。ホードリーによれば、人頭税のみ負担するチャチャ・ソマに比べてチャチャ・カウラの数は少ないとしているが、根拠は必ずしも明瞭ではない。また、ブリアンガン地方は、7つの首長 (オランダ語ではレヘント) 領地に区分され、1684年の史料では、チャチャ・ソマは5606人であった。

ホードリーが強調する点は、王家や在地首長がその支配地域を確定したり、変更する際には、必ず支配下住民の数 (具体的には課税対象となる世帯の数) を表示していたことである。当時のチレボンのスルタンやブリアンガンの首長には一定の領地支配の観念は存在したが、住民の耕作地の移動はかなり自由に行われており、耕作移動以外の理由による人口流動もかなり頻繁であった (伝染病、凶作などによる)。つまり租税収取は土地所有=生産手段とは直接的には結び付かず、スルタンや首長にとっては労働力 (世帯) を支配することが一義的に重要であった。

人頭税の徴収と労働力の監督の際には、地方レベルではマントリ (Mantri)、村レベルではオンボル (Ombol) と呼ばれる現地人の下級役人を登用・派遣したが、指揮・命令系統を整備した行政のヒエラルキー構造は形成されておらず、在地に基礎を置いた村落行政も未発達であった。

このような特徴をもつ社会構造の上に、VOC による特産物の割当制度 (Contingent) が導入された。チレボンへの割当制度導入は1681年から、ブリアンガンでも事実上1681年 (公式には1705年10月5日の条約) から始まっている。割当制では、胡椒、綿花、アヘン、木材、米、砂糖などを市場価格で VOC に独占的に販売することが義務づけられた。初期 (17世紀末) は、中国人商人の商業ネットワークを利用し、その集荷と VOC への販売に依存した

が、中国人の中間利得が大きい上、オランダは正確な供出量を得られないため、短期間のうちにこれを廃止した。18世紀に入ると、現地人支配層を通じた農産物集荷、VOCへの販売、現地人支配層による直接生産者への供出価格の支払いを制度化している。

こうして支配層（地方有力者）の得る収入がこの制度を機能させる誘因として働き、支配層の会社官吏としての側面が強化されるとともに、王族・有力者が比較的抵抗なしにVOC支配下に編入される要因ともなった。莫大な収入によって、チレボン王族、プリアンガン有力者、マントリなどはこの制度で地位を強化することができた。VOCは、王族や地方有力者の職をほぼ世襲としてその地位を温存しながら、中間的な行政官としてのマントリ層を統制して割当制の実行を図った。

直接生産者に対する政策として、1701年以降オランダはチレボン王族、プリアンガン有力者などの債務奴隸保有を認めない方針を打ち出した。かれらの自立的な支配権を否定するためであるが、これがどの程度実効力をもったかは明らかではない。

チレボン＝プリアンガンの社会構造を大きく変える画期として、ホードリーが注目するのはコーヒー栽培の導入である²⁾。オランダは、17世紀末までにジャワ各地で実験栽培を繰り返し、1711年にはジャワ産のコーヒーを初めて本国に輸出した。チレボンでのコーヒー栽培は、1720年代までに急拡大し、1726/27年にはVOCチレボン支部での購入額の70%をコーヒーが占めるようになる（6万4000レイクスダールデル）。プリアンガンでも1727年にレジデント（Resident、オランダ人駐在官）によってコーヒーの植え付け命令が出されている。

コーヒー生産の社会的インパクトとしては、支配者による労働力動員とマントリの労働監督を通じて、主に山岳高地を中心にコーヒー用の棚田が創設され、直接生産者による開墾と定住化が進展した。新規の作物であるコーヒーには多額の投資と継続的な労働力投入が必要であり、VOCはコーヒー棚田への労働力の集中を図り、定住民の食糧需要から水田開発も政策化した。一定の生産単位としての村落の形成が図られ、行政上の村落首長＝ルラ（Lurah）も任命された。1720年代以降、VOCは住民が在地首長

の支配領地（District）の間を移動することを禁止し、逃亡禁止の布告を繰り返し出している。こうして、18世紀の末までヨーロッパ人行政官が行政の主体を形成し、現地有力者は象徴的存在として温存したものの、マントリやウンボルのVOC官吏化も進展した。

コーヒー栽培の画期的意義は、ホードリーによれば、直接生産者と在地の社会関係が大きく変化したことである。つまり、住民の定着農業化と土地保有権の獲得、生産単位としての地縁組織＝村落共同体の形成である。換言すれば、土地所有＝生産手段にもとづく階級関係への編成替えが進展したことになる。

このような変化の兆候は、史料的には1740年代のものから確認できると言う。直接生産者に関しては、ブミ（Bumi）とマヌンパン（Manumpang）への分化が進展する。史料におけるブミの登場は、土地保有と結び付いた生産者の形成を意味していた。ブミは定住の直接生産者であり、正規の村落成員として支配者に対して義務負担（賦役と農産物供出〔コーヒーと胡椒〕）を負い、逆にその互酬的保証として土地保有権を獲得する。マヌンパンは流動的な農民層で、一定期間村落に居住しても土地保有権は認められず、正規の共同体成員ではないから義務負担も課せられない。VOCにとっては、公共事業の賦役労働や特産物の供出にブミを多く確保することが関心事であり、それゆえブミのマヌンパン化を防ぐ政策が取られたと言う。

このような社会構造の変容を、ホードリーは「封建的生産様式」の形成と特徴づける。チレボン＝プリアンガン地方に18世紀末までに形成された生産様式は、「封建的」と特徴づけるのが最も有効であると言う。植民地収奪を単なる暴力的略奪としてではなく、植民地支配にとって合理的な社会制度として「封建制」が採用されたとみるのである。

以上、ホードリーの所説を簡単に要約した。17世紀末から19世紀初頭までのチレボン＝プリアンガン地方の社会経済変動の分析と性格規定を試みる意欲的研究であるが、なお今後に残された検討課題も少なくない。次に筆者の疑問点のうちで最も重要と思われる点をまとめて指摘しておきたい。

まずコーヒー栽培以前のチレボン＝プリアンガン社会についてである。移動農業に従事するチャチャ・ソマからの人頭税徴収が主たる収入源とすれば、自由に移動するチャチャ・ソマからスルタンや首長はどのようにして、またなぜ人頭税の徴収が可能なのか、租税收取を保証する経済外強制の体系が解明されねばならない。またもし生産的労働の主要な担い手としてチャチャ・カウラが優越していたとすれば、それは債務奴隸に生産基盤を置く権力ということになる。

コーヒー栽培導入以降についても、直接生産者から経済余剰を收取する社会的暴力装置としての経済外強制の体系に注意が払われていない点が気になる。そして何よりも不十分なのは、直接生産者の存在形態についての分析である。家族労働力を再生産の基本単位とするような小農民経営（「封建的小農民」）が広範に成立しているのか、やはり生産的労働を担う中心的階層の検討なしに「封建制の成立」を主張することはできないであろう。チャチャ・ソマとチャチャ・カウラの2階層がどのようにブミとマヌンパンに変容したのか、マヌンパンはどのような労働に従事していたのか、ブミとマヌンパンはどのような労働関係を結んでいたのか、再生産の基本単位となる世帯構成はどのような規模だったのか、などの諸点である。また植民地当局はブミを支配の中核に据えたと主張されているが、19世紀の初頭までブミの逃亡禁止の布告を繰り返し出さねばならなかったことが、逆にブミの定着農民としての不安定性を示しているように思える。

このように見えてくると、当該期の社会構成に「封建的生産様式」を適用することの妥当性は、何よりも直接生産者の存在形態の解明にかかっていると言ってもよい。そこで次に、これまでの代表的研究において、近世ジャワ農民の存在形態がどのように捉えられてきたのか、若干の検討を加えておきたい。

1) Hoadley, *op. cit.*

2) VOCによるプリアンガンのコーヒー栽培と植民地行政の整備については、大橋厚子氏の一連の実証的研究（前掲諸論文）も有益である。

II 近世農民の存在形態

本節では、ジャワ近世農村における直接生産者の存在形態について、諸外国における代表的研究としてブレマン、ケアリ、フェルナンドらの研究およびその関連史料を紹介するとともに、加えて筆者の研究成果の一端も示しておきたい。

1 ブレマンの西部ジャワ農村研究

ブレマンによるチレボン＝プリアンガンを素材とした植民地初期（18～19世紀前半）の農村社会分析は、本格的なジャワ近世農村研究の先駆的業績と言えよう¹⁾。ブレマンの所説の要点を整理すると、およそ以下のようになる。

当該期チレボンの農村社会では、現地人首長層と直接生産者の支配＝隸属関係が第1次的な関係であった。直接生産者は在地の首長層との垂直的結合によってその存在が規定されていたのであり、共同体的＝地縁的な結合は第2次的なものにすぎなかった。また植民地初期段階では、現地人首長層はなお隠然たる権力を握っており、植民地当局は強制栽培の労働力調達で彼らを利用せざるを得なかった。村落共同体としての結合は、租税・賦役の賦課単位として、むしろ植民地支配の深まりとともに徐々に強化されたと考える²⁾。

また直接生産者についてブレマンは、村落内部に農民層の明確な階層差が存在しており、当該期の農民は土地保有農民（シックップ）と土地なし農民（ヌンパンやブジャン）に2分されると言う。前者の有力者は、その経営内に土地なしの親族や非血縁の隸属民世帯（ヌンパン）、単身の農業労働者（ブジャン）などをかかえる大家族構成をとっていた。農家の世帯構成については、ファン・デン・ボス（Van den Bosch）が「プリアンガンの平均的なチャチャが4家族22人から成っており、その所有規模は平均4バウであった」と述べていることを引用しながら、チャチャはその内部にヒエラルキー構造をもつかなり大きな世帯規模であり、土地保有者とその家族・親族、それに宅地に住む従属家族、住み込みの労働力などを含むものと捉えている³⁾。

ブレマンによれば、植民地初期には土地保有農民

と土地なし農民の2階層の間には高い流動性が見られたと言う。つまり、重税のために没落するシクッピ（土地保有者）は、他の土地にヌンパンやブジャシとして移住する。一方ヌンパンには、土地の開墾や獲得でシクッピとして上昇していく者もある。またチレボン＝プリアンガンに関してオランダ側が残した史料から、「土地保有農民より土地なし農の方が数が多い」と指摘しているものも紹介している。さらに隸属民の役割については、プリアンガンのオランダ人官吏が残した史料から、隸属民が「生産物の一部と交換に主人の水田を耕作したり、チャチャに課せられた賦役や労働サービスを履行している」という例も示している。

次に、ブレマンもその論文の中で注目している村落の事例を、原典に戻って簡単に紹介しておこう。それはキンデル（A. W. Kinder de Camarecq）が1856年にプリアンガンのスンビル村（Desa Sembir）について行った農村調査であり、当時のプリアンガン農民の階層構成が村落レベルで分かる数少ない事例である⁴⁾。

プリアンガン地方は1850年代でもコーヒーの義務供出制度が存続しており、在地首長＝ブパティが独自に展開した封土制も存続した。調査村の耕地は、農民保有地42バウ（1バウは約0.71ヘクタール）とブパティ（植民地行政機構では県長）が下級官吏や親族に下賜した封土31バウから成り、農民にはコーヒーの強制栽培が課せられていた。土地を保有する農民の中心は、チャチャ・バク（Cacah baku）と呼ばれる農民で17世帯あり、その保有地の合計が22バウであった。彼らは開村者の子孫で正規の共同体員とみなされており、その中から村長や村役人が選出された。このチャチャ・バクを主人として隸属する農民層がムヌンパン（Menumpang）とよばれ、調査時には44家族、そのうち13家族が合計で4バウを保有していた。ムヌンパンはかつては全く耕地を保有していなかったが、当該地方では1785年ごろからムヌンパンの一部にも土地保有が認められるようになったと言う。これは、植民地当局によるコーヒー栽培の拡大で、不足する栽培賦役の負担者を補充するためであった。彼らの主人に対する労働内容は、以前と同様に主人が行う農作業・賦役の援助や家事

雑業が中心的であるが、植民地支配の深化とともに義務負担内容に部分的な変化も見られる。

次に村落内の封土の構成をみると、10人のジュラガン（Juragan）と呼ばれる封土所有者が合計31バウの封土を所有している。封土はブパティの命令で17~18世紀にかけて開墾された土地であり、特定の家系による相続を認めている。封土を耕作する農民はパヌカン（Panukang）と呼ばれ、彼らは村落行政から完全に独立して封土所有者の支配下にある。本来は国家の課す諸賦役も免除されていたが、当該段階では彼らにもコーヒーの栽培賦役が強いられている。また、有力パヌカンの内部にもムヌンパンが存在したと言うがその構成比は明らかではない。

以上、ブレマンの研究とその関連史料を紹介した。ブレマンの先駆的な問題提起は、農民層内部の階層制とその大家族構成に着目した点で興味深いが、その根拠としてはオランダ側の断片的な史料の紹介にとどまっており、直接生産者の生産的労働について十分解明されているとは言いがたい。

2 ケアリの中部ジャワ農村研究

次に、ケアリの研究は、18世紀後半～19世紀前半の王侯領（マタラム王国分裂後の王族支配地域）およびその間にオランダ直轄領となった地方の詳細な農村動態分析である⁵⁾。この時期の王侯領全体の社会変動とオランダ植民地権力が浸透するプロセスについては拙著に譲るとして、ここではケアリが直接生産者農民について言及している箇所のみ要約的に紹介しておこう。

ケアリによれば、18世紀後半は大規模な戦争・内乱もなく、王侯領農村は経済的にも比較的安定していた。そこではまだ土地が豊富にあり、大規模な灌漑水田の拡大や米作のほかに様々な商品生産（タバコ、インディゴ、綿花など）も展開した。したがって、当該地方でも土地を保有しないヌンパン（家族持ちの隸属民）やブジャシ（単身の隸属民）は、開墾によって土地保有農民＝シクッピに身分上昇する可能性があったと言う。しかし、19世紀に入ると人口増、王族や地方首長の財政難からそのような可能性は少なくなった。王侯領の法令でも開墾地の土地保有権が3年に限定されるようになっている（1818

表1 チレボン州、農家世帯構成（1858年）

県	世帯数	農家数		耕地（水田）保有農家		耕地（水田）非保有農家		非農家	
		戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
チ レ ボ ン	53,720	46,884	87	23,311	43	22,573	42	6,836	13
ク ニ ン ガ ン	24,330	23,798	98	11,830	49	11,968	49	532	2
マ ジ ャ ラ ン カ	46,599	42,732	92	18,138	39	24,594	53	3,867	8
ガ ル 一	23,048	21,643	94	10,329	45	11,314	49	1,405	6
合 計	147,697	135,057	91	63,608	43	70,449	48	12,640	9

典拠：前掲拙著『インドネシア経済史研究』151頁。原典は Fernando, M. R., Peasants and Plantation Economy: The Social Impact of the European Plantation in Cirebon Residency from the Cultivation System to the End of First Decade of the Twentieth Century, Ph. D. Dissertation, Monash University, 1982, p. 160.

年の『Angger Sepuluh』44条)。

ヌンパンがシックアップに容易に上昇できなくなったのは、王侯領のオランダへの割譲=封土の縮小に伴って、封土所有者はシックアップへの税役負担を強化し、それがヌンパンやブジアンに転嫁されたためである。この時期にはむしろ、シックアップの隸属から逃れようとするヌンパンが急増し、商業ルートで物資の輸送に従事する人夫（バトゥル）に転落するものが多数現れた。たとえば、1810年代のジョクジャカルタ王侯領のレジデント（オランダ人駐在官）の見聞によれば、ケドゥ地方（Kedu, 1812年に王侯領の内領からオランダ直轄領に編入）の幹線道路には2~3万人の人夫が溢れていたと言う（当時のケドゥ人口は約32万人）。つまり、19世紀の前半には、住民の移動がより頻繁化し、シックアップ身分を失う者も多数いたと推察されている。

このように、ケアリの研究では、マタラム王国分裂後の王侯領における農民の階層性とその身分変更の動態に言及している。しかし、ケアリの関心が、主にジャワ戦争（1825~1830年）勃発の背後にある社会経済的要因の解明にあるため、生産の主要な担い手がどの階層であったのかという問題にはあまり注意が向けられていない。

3 オランダ直轄領農村の階層構成

そこで次に、19世紀のオランダ直轄領に関する近年の研究成果から、農民の階層構成が分かる事例を紹介しておこう。

表1は、フェルナンドの西部ジャワ・チレボン研究⁶⁾から、農家世帯の構成を県別に示したものである。同表によれば、1850年代のチレボンでは、耕地（水田）保有農家の構成比43%に対して、耕地を

表2 トゥガル地方農村の階層構成

諸 階 層	人 数	構成比
1. 賦役免除の特権層	人	%
貴族・首長・地方官吏	188	0.5
聖職者	562	1.6
村役人	1,899	5.4
その他（警官・兵士など）	2,089	5.9
(小計)	(4,737)	(13.4)
2. 耕地保有の中核農民		
栽培賦役負担者	8,900	25.2
工場賦役負担者	174	0.5
国家賦役のみ	2,446	6.9
(小計)	(11,520)	(32.6)
3. 非耕地保有の独立世帯		
商人・職人	414	1.2
工場賃労働者	426	1.2
その他（老人・身障者など）	2,134	6.0
(小計)	(2,974)	(8.4)
4. 隸属民		
ボンドック・カラム	6,677	18.9
ボンドック	3,679	10.4
ブジアン	5,789	16.4
(小計)	(16,145)	(45.6)
合 計	35,376	100

典拠：Monografieën van Suikerfabrieken, exch. 24 1862 nr. 40, Algemeen Rijksarchief, The Hague, Monografieën van Suikerfabrieken in de Residentie Tegal より作成。

持たない農家は全体で48%に達している。後者には、当地のさまざまな隸属民が含まれているものと思われる。彼らはその隸属性によって、土地保有農民=主人に課せられる各種の賦役労働の代行、農作業の補助、分益小作、農業賃労働など、さまざまな労働に従事する。しかし、フェルナンドの研究でも、その生産的労働に果たす役割の詳細はまだ十分には解説されていない。

次に筆者の乏しい研究成果の中から、1850年代にジャワの甘蔗生産地帯において植民地政庁が大規模に実施した農村実態調査の報告書=ウムフローヴェ

表3 マゲラン分州農村の階層構成 (単位:人)

郡	貴族	村長・村役人	年金生活者	未亡人・その他	耕地保有者	宅地のみ保有者	家屋のみ保有者	住み込み農
Magelang	66	1,520	427		8,010	8,719	5,254	
Bandongan	17	1,815	42		10,694	354	5,078	
Balak	14	1,683	9	18	8,640	479	1,734	3,969
Menoreh	26	2,920	23	399	13,182	1,792	2,788	5,828
Remameh	18	1,328	4	390	5,852	418	1,642	2,006
Ngasinan	22	1,470	349		8,396	763	720	994
Probolinggo	28	2,535	32	90	15,461	1,690	5,787	8,881
合計	191	13,271	1,783		70,235	14,215	44,681	
構成比 (%)	0.1	9.2	1.2		48.6	9.8	30.9	

典拠: 前掲拙著『インドネシア経済史研究』216頁。原典は J. A. B. Wiselius, *Onderzoek naar den Omvang van de Heren-en Desadiensten in de Residentie Kedu*, Mailrapport 1888 no. 54. Min. van Kolonien, no. 6464.

史料(未公刊史料)の一部を紹介しておく。

表2は、中部ジャワ・トゥガル地方7郡の集計で3万5376世帯の構成比を示したものである⁷⁾。これによれば、当該地方でジャンゴル(Janggol)と呼ばれる土地保有農民は、1万1520世帯で32.6%を占めている。一方、隸属民はオラン・モンドック(Orang Mondok)という総称をもつが、さらに分類すると、家持ちのボンドック・カラム(Pondok Karang)が6677世帯で18.9%, 住み込みで家族持ちのボンドックが3679世帯で10.4%, 住み込みで自身のブジャンが5789人で16.4%となり、隸属民全体の構成比が45.6%となって土地保有農民の構成比を上回る。ここでも、史料的制約から隸属農民層の労働内容などの詳細は明らかにできていない。

表3は、中部ジャワの中央に位置するケドゥ州のマゲラン地方の農村階層構成である。これはやや後の時期になるが、1880年代に植民地政庁が賦役制度について実施した調査から得たものである⁸⁾。これによると、当地では耕地保有者48.6%に対して、宅地のみ保有者9.8%, 家屋のみ保有者と住み込み農の合計が30.9%を占めており、やや耕地保有者の構成比が高いものの、耕地を持たない世帯も40.7%を占めている。

これらの事例からも分かるように、耕地を保有しないさまざまな隸属的農民層が19世紀中葉に至ってもなお相当の構成的比重をもって存在したことだけは疑いない⁹⁾。おそらく彼らは、マタラム時代の身分階層制の底辺に位置づけられた隸属的農民層の系譜を引くものと考えられるが、その実態の解明は今

後の重要な検討課題となっている。

- 1) Breman, J. C., *op. cit.*
- 2) ジャワの村落形成の大筋については、ブレマン、ケアリ、オンホッカム、エルソン、フェルナンドらでほぼ共通の理解に達しているようと思われる。すなわち、植民地化以前の段階では、慢性的戦争状態、伝染病・飢餓の頻発、在地首長による重税などから住民の移住は極めて頻繁であり、しかも上級権力者は土地支配よりも世帯(チャチャ)支配を重視したことから、村落規制は比較的ルースであった。ところが、植民地支配下では、地租・賦役の賦課単位として村落が位置づけられたことから、共同体規制が強化され、住民の定着化が進展した。すくなくともデサと呼ばれているジャワ村落は植民地支配のなかで造りあげられてきたと考えられている。
- 3) 土地を保有する農家世帯チャチャの規模については、ファン・ニールも著書の中で、すでにオランダの直轄領となっていた1790~1816年の東北海岸領を分析し、当該期農業経営の再生産の基本単位がチャチャであったことを強調するとともに、そのチャチャが決して核家族ではなく、10~20人ときには40~50人の大家族構成を取っていたとしている。詳しくは拙稿・書評「R. ファン・ニール著『強制栽培制度下のジャワ』『アジア経済』第36巻第4号、1995年5月、を参照。
- 4) Kinder de Camarecq, A. "Bijdrage tot de Kennis der Volksinstelling in de Oostelijke Soenda-Landen", *Tijdschrift voor Indisch Taal-, Landen- en Volkenkunde*, Vol. 10, 1861.
- 5) Carey, P. B. R., *op. cit.*
- 6) Fernando, M. R., *op. cit.*
- 7) 前掲拙著、191頁。

(64頁へ続く)

(41頁より続く)

- 8) 同上, 216頁。
9) この点に觸れた近年の日本の研究では, 加納啓良氏が, 19世紀初頭の東部ジャワ・マラン地方を事例として, 耕作者の階層分化と多くの土地なし層の存在を推定している。前掲論文「『地代』制度導入期ジャワ農村の『耕作者』像」参照。

おわりに

ホードリーが, チレボン=プリアンガン地方を事例として, コーヒー栽培の導入を契機とする農民の定着化と土地保有権の獲得, 生産単位としての村落の形成に着目したことは評価されてよい。植民地政府が, ブミ階層を生産的労働の中核と位置づけ, 地代(義務供出)収取の源泉としたことが, ホードリーの言う「封建的生産様式」形成の根拠となっているようである。しかし, 一方ではブレマンの研究が

示すように, 農民諸階層は19世紀初頭に至ってもなお多様であり, 実態としては土地保有権を持たない隸属的農民層が生産的労働の主要な担い手であった可能性もあり, 「封建的小農民」成立の実証は不十分である。

19世紀中葉=強制栽培期のオランダ直轄領でも, 大量の賦役負担者を調達する必要から植民地政府が土地保有農民を農民支配の基軸に据えていたことは疑いないが, それでも個別事例で示したように, 「封建的小農民」が生産の主要な担い手として存在していたのか, なお検討の余地がある。

今後は近世期全体をとおしてジャワに固有の「封建的小農民」の成長のプロセスを解明することが是非とも必要であり, 社会構成の性格規定や時代区分はなおこれからの課題なのである。

新年度の委員体制が動き出した。昨年度より3名多い36名(内女性は5名)。全体会, 特設部会, 國際交流, 財政の安定化など課題も盛沢山。編集では来年度から論文・研究ノートの英文レジュメを掲載する準備に入ることが総会で承認され, その検討を始めた。具体的には投稿時に英文と日本語のレジュメ添付を投稿者にお願いすることになる。英文レジュメは国際交流を進めるうえでも望ましいことと思われる。先日も, ニュージャージー州の参考書誌出版社から, 本誌の英文書誌の問い合わせを受けた。いずれ委員会の具体的方針が決まり次第, 広くお伝えしていきたい。さて, 6月末総

編集室から

統委員の骨休めを兼ね昨年度委員の慰労会を浅草界隈でもった。一同昼の日の出桟橋からお台場に渡り藤田覚氏の蘊蓄に耳を傾けた。一旦東京臨海新交通「ゆりかもめ」での出駅に戻り, 今度は浅草まで隅田川を遡上。安永8年

[1779] の隅田川の地図(『江戸一東京市街地図集成1657-1895』柏書房1988)のコピーを手に河岸に目をやれば, 臨海開発などで大きく変化したようでも, 橋, 運河, 地場の生業, 寺社参詣など200年前と変わらぬものも多い。締めは明治13年創業という神谷バーで「電気プラン」にほろ酔い気分。夜まで暫し梅雨の晴れ間に近世江戸から現代東京を駆け抜けた。(伊集院)

~1996年度歴史学研究会委員~

【委員長】峰岸純夫 【編集長】伊集院立 【事務局長】藤田覚

【古代】倉橋良伸, 黒瀬之恵, 河内春人, 小嶋茂穂, 中村順昭
【中世】稻葉継陽, 桐谷佳裕, 久保健一郎,
今野日出晴, 中込律子, 渡辺浩
【近世】大橋幸泰, 佐久間弘展, 竹村厚士, 黒川武彦, 曲田浩和,
渡辺浩一
【近代】阿部恒久, 大岡聰, 鬼塚博, 川島真, 近藤信彰, 田中正敬, 土屋好古, 安村直己,
山田朋子, 吉村玲子
【現代】加藤公一, 永江雅和, 古田元夫, 森ありさ, 安田常雄, 山本達夫

【事務局】増田純江(会務), 小林和子(編集)

・本誌上で寄稿者の責任において述べられた意見および事実の説明は、歴史学研究会としての見解を示すものではありません。